

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり



この「しおり」は、生活保護制度のしくみや申請の手続きについて説明したものです。

お困りのことやわからないことがある方はご相談ください。

生活保護相談は原則来所にて受け付けていますが、電話によるお問い合わせもできます。

八王子市役所 生活自立支援課 相談担当 ☎042-620-7443

はちおうじしふくしじむしょ
八王子市福祉事務所

目次

ページ

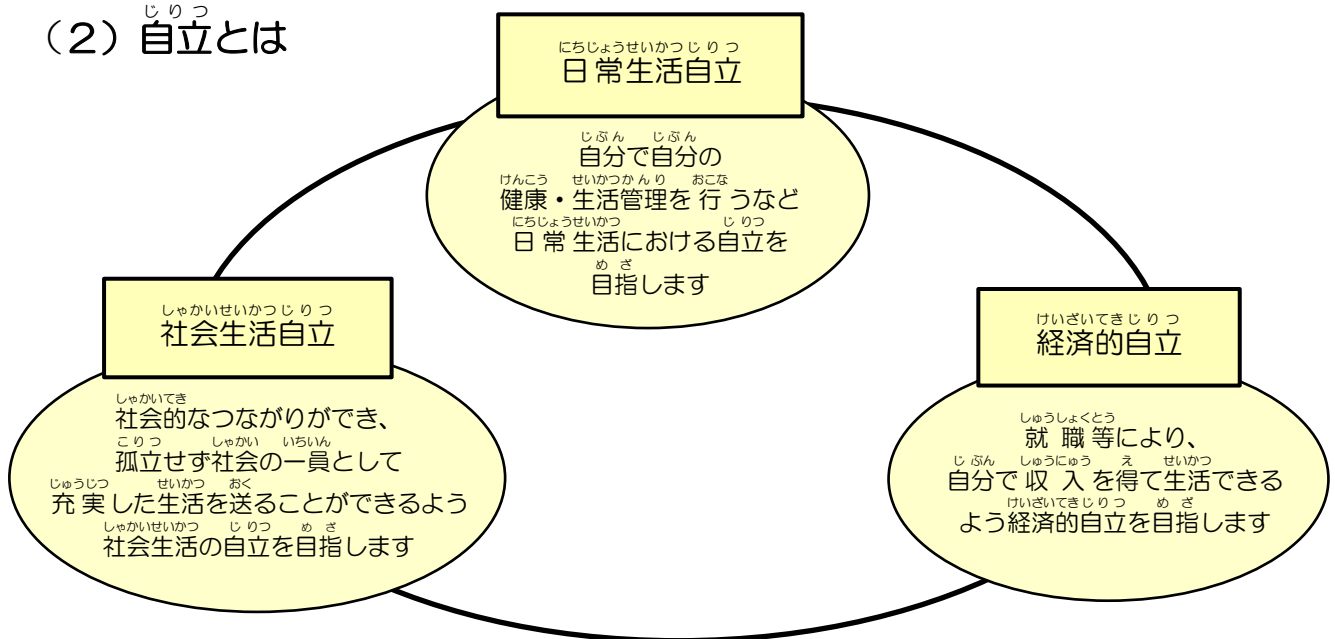
1. 生活保護について	1
(1) 生活保護制度とは	1
(2) 自立とは	1
2. 生活保護を利用する方の権利と義務	2
(1) 生活保護を利用する方の権利	2
(2) 生活保護を利用する方の義務	2
3. 生活保護のしくみ	3
4. 生活保護の利用要件	4
(1) 資産の活用	4
(2) 能力の活用	4
(3) 他の制度の活用	4
扶養義務者の援助	4
5. 生活保護利用までの流れ	5
相談	5
申請	5
調査	5
決定	5
保護費の支給	5
6. 生活保護の種類	6
7. 届出が必要なもの	7
(1) 世帯状況に変化があったとき	7
(2) 収入に変化があったとき	7
(3) 資産申告について	8
(4) 届出をしなかったり、事実と異なる報告をしたとき	8
8. 医療機関への受診	9
受診の際の注意事項	10
9. 保護費の返還と徴収について	11
10. その他	12
生活保護を申請するときの持ち物	13
お問い合わせ先	14

1. 生活保護について

(1) 生活保護制度とは

日本国憲法第25条に規定する生存権の理念に基づき、給与や年金、手当等の収入が国の定めた「最低生活費」を下回り、自分の資産や他の制度を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、困窮の程度に応じ必要な給付を行い、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

(2) 自立とは



※厚生労働省社会保障審議会資料より

こんな時にご相談ください

- すぐに活用できる資産等がなく
収入が少なくて生活ができない
- 病気やけがで働けず生活に困っている



さまざまな事情により生活保護を必要とする可能性はどなたにもあります。まずはご相談ください。
あなたの秘密は固く守ります。

2. 生活保護を利用する方の権利と義務

(1) 生活保護を利用する方の権利

安心して暮らすために、次のような権利が保障されています。

- 条件を満たせば、すべての方が平等に生活保護を利用できます。
- すでに決定された保護を正当な理由がなく変更されることはありません。
- 受け取る保護費や保護の物品について、課税されたり、差し押さえられたりすることはありません。
- 生活保護の決定、変更、停止、廃止等は文書でお知らせしますが、決定内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に都知事等に対して審査請求をすることができます。

(2) 生活保護を利用する方の義務

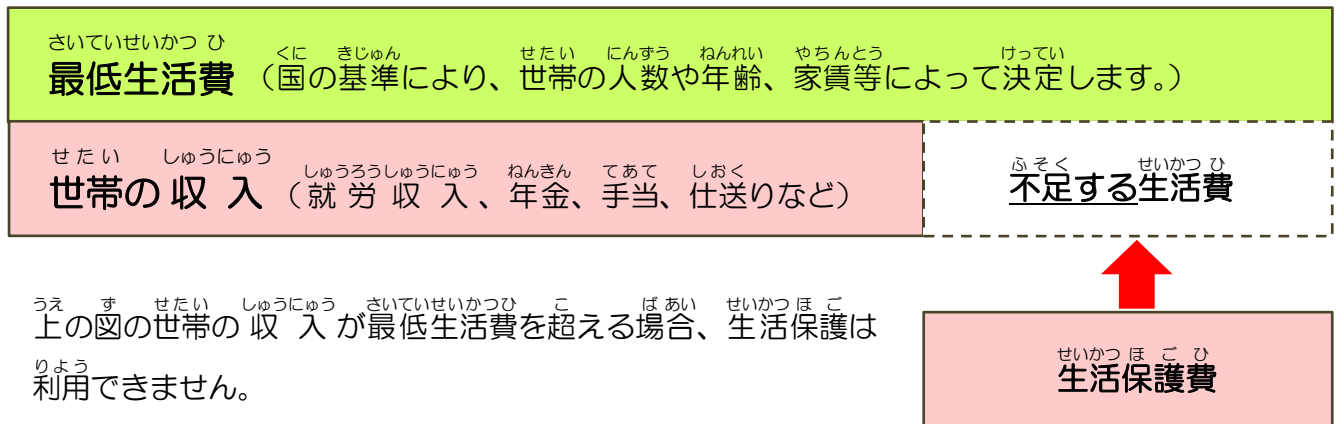
生活保護利用中は、次のことを守ってください。

- 働ける方は、能力に応じて働いて収入を得ることができるよう努めてください。
- 病気やけがで働けない方は、病院を受診し、医師の指示に従って治療に専念してください。
- 生活保護費は節約して計画的に使い、家賃や公共料金等は、滞納がないようにしてください。
- 福祉事務所から生活保護の目的達成のための指示や指導を受けたときは、必ず守ってください。



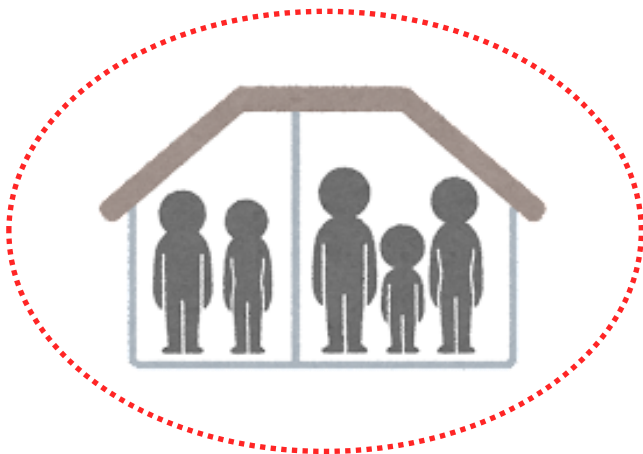
3. 生活保護のしくみ

生活保護を利用する世帯の人数、年齢、障がいの程度、家賃額（上限あり）等により、国が最低生活費（基準）を定めています。その基準と世帯の収入や資産等を比較して、不足部分を支給します。



生活保護は世帯全員が対象です

保護は原則、世帯を単位として行います。同居している方が親族であれ他人であれ、同じ家に住んで生活を共にしている場合は、同じ世帯としてみなします。世帯全体で保護が必要かどうかを判断しますので、原則、世帯の一部の方のみで生活保護を利用することはできません。



4. 生活保護の利用要件

生活保護制度は、資産・能力、その他あらゆるものを生活のために活用していただくことを要件としています。そのため、収入や資産を正しく届け出ることが法律で義務付けられています。

(1) 資産の活用



土地・家屋等の不動産、自動車やバイク、株、生命保険等の解約返戻金など

売却可能な資産や活用可能な資産については、活用し生活費に充てていただきます。

なお、一部保有が認められる場合があります。

※原則、車の保有・運転はできませんが、障がいのある方の通勤や、半年以内に就労自立の見込みが大きい場合などには保有が認められることもあります。担当のケースワーカーにご相談ください。

(2) 能力の活用

働くことが可能な方は、能力に応じて収入を得るよう努めてください。

なお、八王子市福祉事務所では、自立支援にも力を入れていますので、ぜひご活用ください。

専門の就労支援員が、安定して働けるまで就職後もサポートします。



(3) 他の制度の活用

年金、各種手当、医療助成、雇用保険、傷病手当金等、他の制度の適用を受けることができる場合は、それらを優先して活用していただきます。



扶養義務者の援助

親、成人した子、兄弟姉妹など、民法上の扶養義務がある方から援助を受けることができる場合はそちらを優先してください。なお、親族の扶養は可能な範囲で援助を行うものであり、親族から援助を受けても、最低生活費に足りていなければ、不足する分は生活保護費が支給されます。援助が見込まれる親族には、扶養照会を行うことがあります(生活保護の利用要件ではありません)。DV(家庭内暴力)や虐待等特別な事情がある場合は、照会を見合わせることもありますので、事前にご相談ください。

5. 生活保護利用までの流れ

相談



現在のお困りごとについてご相談ください。相談員がご家庭の状況を詳しくお聞きします。また、生活保護制度について説明をさせていただき、ほかの社会保障制度が活用できる場合には、そちらも併せてご案内します。

※お住いのない方でも生活保護の相談をすることができます。

※外国籍の方は、生活保護に準じた取扱いがあります。

※暴力団員は生活保護を利用できません。

申請



生活保護の申請は、本人の意思で行う必要があります。福祉事務所にある申請書類に記入し、提出します。申請時、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料等を提示していただきます。

本人が申請することが困難な場合は親族等扶養義務者の方が手続きすることも可能です。

※明らかに窮迫した状況にある場合は、本人からの申請がなくても福祉事務所の判断で職権により生活保護を開始することがあります。

調査



生活保護の申請をすると、担当のケースワーカーが資産状況などを調査し、生活状況を具体的に確認するため家庭訪問をします。

保護を決定するために必要な事柄をお聞きしますのでご協力ください。

また、生活保護利用中においても担当のケースワーカーが定期訪問を行い、生活状況に変化がないか確認させていただきます。

決定



原則、生活保護を申請した日から14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合は最長30日以内）に、生活保護を利用できるかどうかの結果を通知します。生活保護の利用が決定すると、保護費の支給が始まります。

保護費の支給



保護費は、原則として毎月3日に支給します（休日と重なる場合などは都合により前後することもあります）。支払方法は口座振込が基本ですが、状況により窓口支給をすることもあります。窓口支給の場合、受取時間が定められているので、円滑に支給するため時間を厳守してください。

なお、病院に入院中の方や、施設に入所している方の場合、病院や施設に直接支給することもあります。

6. 生活保護の種類

生活保護が決定すると、生活上の必要に応じて、定められた範囲内で以下の扶助が支給されます。

生活扶助

衣食、光熱水費など

日常生活に関する費用

(世帯の人数や年齢等により算定します)



医療扶助 (*現物給付)

診察、治療、薬剤、治療材料、

入院費等 医療に関する費用



住宅扶助

家賃、地代など

住居に関する費用



生業扶助

高等学校の費用や就職するために

必要となる技能、資格習得に関する費用



教育扶助

子どもが義務教育を受けるための

学用品や給食費など



出産扶助

出産の費用



葬祭扶助

葬儀の費用



介護扶助 (*現物給付)

介護保険で認められる範囲の

介護に関する費用



*現物給付とは、医療行為や介護サービスでかかる費用を福祉事務所に直接医療機関や介護機関に納めることです。

※これらの扶助の他に、臨時的な需要のための各種一時扶助があり、必要に応じて支給します。

それぞれ基準(限度額)や支給できる条件が定められているものもありますので、必要な

ときは、必ず事前に担当のケースワーカーに相談してください。

(一時扶助の例) 住居の契約更新料、入学準備金、通院移送費 など



とどけて ひつよう 7. 届出が必要なもの

せいかつじょうきょう へんか ほ こ ひ ちょうせい ひつよう かなら ほうこく
生活 状 況 に変化があったときは、保護費を調 整 する必要があるため、必 ず報告をして
ください。

せたいじょうきょう へんか (1) 世帯 状 況 に変化があったとき

- じゅうしょ か てんきょ かなら じぜん そうだん
・ 住 所 が変わるとき（転居については 必 ず事前に相談してください）
- せたいいん へんか しゅっしょう しぼう てんにゅう てんしゅつ にゅういん たいいん にゅうがく そつぎょう
・ 世帯員に変化があったとき（出 生・死亡・転 入・転 出・入 院・退院・入 学・卒 業・
たいがく きゅうがく じ こ けっこん りこん とう
退学・休 学・事 故・結 婚・離 婚 等）
- しゅうしょく りしょく
・ 就 職 や離 職 をしたとき
- しゃかいほけんとう しかく しゅとく そうしつ
・ 社会保険等の資格を取得、喪失したとき
- しん き こうざ かいせつ ほゆうこうざ かいやく
・ 新規口座を開 設 したとき、保有口座を解 約 したとき
- やちん じだい へんこう
・ 家賃や地代が変 更 されるとき
- せいめいほけんとう かにゅう かいやく めいぎへんこう
・ 生命保険等の加入、解 約、名義変 更 をするとき
- きせいとう いえ ちょうきかん いっしゅうかんいじょう る す
・ 帰省等で家を長 期 間（一 週 間 以上）留 守 にするとき
- た せいかつじょうきょう へんか
・ その他生活 状 況 に変化があったとき



しゅうにゅう へんか (2) 収 入 に変化があったとき

- まいつき きゅうよ こうこうせい だいふく しょうよしゅうにゅう
・ 毎月の給与（高校生のアルバイト代含む）、賞与 収 入 があったとき
- ねんきん こうてきてあてとう しゅうにゅう
・ 年金や公的手当等の 収 入 があったとき
- せいめいほけん にゅういんきゅうふきん かいやくへんれいきん
・ 生命保険の入 院 給付金や解 約 返戻金があったとき
- こうつう じ こ いしやりょう ばいしょうきん ほ しょうきんとう
・ 交通事故の慰謝料、賠 償 金、補 償 金 等があったとき
- さいむせいり こじん しゃっきん せいり かばらいきん
・ 債務整理（個人の借 金 を整理すること）による過 払 金があったとき
- しさん ふどうさん じどうしゃ とう ばいきゃくしゅうにゅう
・ 資産（不動産、自動車やバイク等）の売 却 収 入 があったとき
- しぶつ ばいきゃく ばいきゃくえき
・ 私物を 売 却 し売 却 益 があったとき
- そうぞく よういくひ しおく とう しゅうにゅう
・ 相続、養育費、仕送り等の 収 入 があったとき



※ これらは一部の例です。あらゆる 収 入 の申告が必要ですので、金額の 大 小にかかわらず、
しゅうにゅう かなら つ ど しんこく
収 入 があったときは 必 ずその都度申告をしてください。

あなたからの 収 入 申告額が正確かどうか調査を 行 います

あなたやあなたのご家族が提 出 された 収 入 申告書の内容と課税台 帳 に記載された 収 入 額が
いっち まいとしちょうさ いっち ばあい ふうせいじゅきゅう
一致しているか、毎年調査をしています。一致しなかった場合には、不正受 給 とみなされること
があります。また、生活保護の廃止後も生活保護を利用していた期間の調査を 行 います。

※課税台 帳：給与や年金等の 収 入 の情 報 が記載されている台 帳（給与等の支 払 主は、源泉徴 収 票 と同じ情 報 を自治体に報告）

※^{ただ}正しく^{しゅうにゅうしんこく おこな}収入申告^{つぎ}を行うと、^{こうじょ う}次のような控除^{かのう}を受けることが可能です。

就労収入に対する控除

- ・基礎控除（就労収入の給与額に応じ、一定額が控除されます）
- ・20歳未満控除（20歳未満の世帯員が就労した場合、基礎控除の他に一定額が控除されます）
- ・その他の必要経費（社会保険料、所得税、交通費などが控除されます）



高校生のアルバイト収入

- ・高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校等の入学金など、自立更生に充てられると認められたものは収入として認定しない取扱いがあります。

※他にも、自立更生のために充てられると判断されるものは、収入として認定しない取扱いができる場合があります。担当のケースワーカーに事前にご相談ください。



（3）資産申告について

年に一度、資産に関する申告が必要です。10月頃に福祉事務所から封書が届きますので、書類を記入して担当のケースワーカーに提出してください。

提出書類...① 資産申告書（中学生以下を除く、世帯員全員分を提出していただきます。）

② ①の添付資料

- ・記帳した預金通帳やインターネットバンキングの出入金明細の写しなど
- ・各種保険証書
- ・固定資産税納税通知書
- ・その他、保有する資産の関連資料



（原本を持参のうえ来所された場合は福祉事務所が写しをとります。）

③ 家賃支払報告書

家賃の支払状況を^{かくにん}確認するため^{ちようきん}直近3か月分の家賃の^{りようしゅうしょとう}領収書等を提出していただきます。

（4）届出をしなかったり、事実と異なる報告をしたとき

必要な届出をしなかったり、収入を偽ったり、事実と異なる報告をして不正に生活保護を利用した場合、不正受給となり、保護費を返還してもらうことになります。

また、悪質な場合は告訴することもありますのでご注意ください。

8. 医療機関への受診

生活保護利用中は、国民健康保険、後期高齢者医療保険が使用できません。

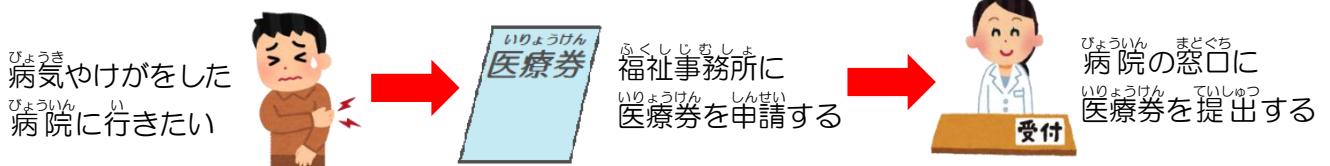
国民健康保険証、後期高齢者医療保険証は生活保護の申請時に回収します。

医療機関を受診するときは、福祉事務所に「医療券」を申請し、受診する医療機関に提出してください。保険適用内の治療は、原則自己負担が発生しません。

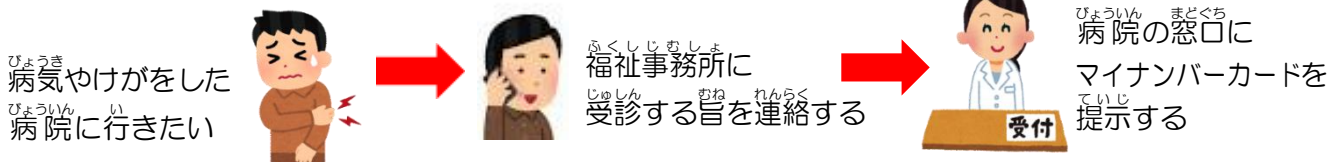
なお、令和6年3月から医療機関・薬局の窓口において、生活保護利用者はマイナンバーカードを医療券・調剤券として使えるようになりました。マイナンバーカードが利用可能な医療機関・薬局を受診する場合、担当のケースワーカーに受診する旨を連絡していただければ、来所する必要はありません。

※毎月同一の医療機関・薬局を受診する場合でも、福祉事務所への連絡が必要となります。

■医療券を申請して受診する場合



■マイナンバーカードを提示して受診する場合



※マイナンバーカードを医療券・調剤券として利用するためには、申し込みが必要です。マイナポータルや医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダー等で申し込みできます。詳しくは医療担当までお問い合わせください。【生活福祉総務課医療担当 ☎042-620-7476】

※休日や夜間、急病のとき

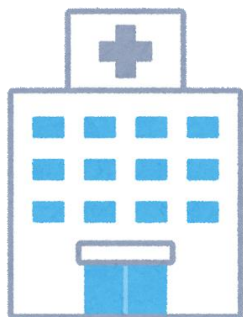


病院の窓口で生活保護を利用していることを伝えましょう。

受診後、受診したことを福祉事務所に届け出てください（担当のケースワーカーに連絡してください）。閉庁時であれば、開庁日になってから速やかに連絡してください。

⚠ 受診の際の注意事項

- 社会保険証や自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証をお持ちの方は、受診の際に提示してください。
- 原則として、近隣の医療機関を受診し、同一の疾病については一つの医療機関を受診するようお願いします。
- 受診先の医療機関は、生活保護法の指定を受けていることが必要です。
- 医師によりジェネリック医薬品（後発医薬品）が使用できると認められた場合は、原則ジェネリック医薬品を使用させていただきます。
- 医師等の判断により、鍼灸マッサージなどの治療を受けられる場合があります。詳しくは担当のケースワーカーにご相談ください。
- 原則、医療券の申請・交付は福祉事務所にて行いますが、福祉事務所（市役所本庁舎）に来られない場合は、八王子駅南口総合事務所以外の最寄りの市民部事務所で診療依頼書を発行することができます。ただし、市民部事務所では歯科・産婦人科・市外の医療機関への診療依頼書を発行できません。詳しくは、担当のケースワーカーにご相談ください。
- なお、医療機関の了承が得られれば、福祉事務所から医療機関に医療券を郵送することもできます。



9. 保護費の返還と徴収について

次のような場合は、支給した保護費を返還していただくことがあります。

・資力がありながら保護を受けた場合の返還（生活保護法第63条）

資力（土地・家屋・自動車・バイク・生命保険・交通事故の賠償金・手当や年金の受給権等）があるものの、すぐに活用することができず、窮迫した事情などやむを得ない理由がある場合には、いったん保護を開始（継続）します。ただし、資力が換金されるなど、活用できる状態になったときは、それまでに受けた保護費（医療費・介護費を含む）を遡って返還していただきます。

・不正受給の費用徴収（生活保護法第78条）

収入申告・資産申告の届出を故意に怠ったり、虚偽の申告をするなど不正な手段により保護を受けた場合には、保護のために要した費用の全部又は一部の1.4倍までの額が徴収されます。

・罰則（生活保護法第85条）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人に保護を受けさせた場合は、費用徴収にとどまらず、3年以下の拘禁又は100万円以下の罰金、又は刑法の規定に基づき、処罰を受けることがあります。

・その他、世帯の収入や生活状況（1か月以上の入院や施設入所等）に変化があった場合に、支給した保護費を返還していただくことがあります。

10. その他

生活保護利用中は届出により減免を受けられます

【例】

- ・国民年金保険料
- ・市都民税
- ・固定資産税
- ・保育料
- ・NHK放送受信料
- ・水道・下水道料金（※基本料金部分のみ減免）
- ・八王子市が発行する各種証明書の交付手数料
- ・家庭用指定収集袋 など



※これらの減免を受けるには、各管轄部署に「保護受給証明書」の提出が必要になる場合があります。

「保護受給証明書」は、担当のケースワーカーに交付申請してください。

※水道料金については、請求書が届くことがあります。生活保護の申請時期により、減免になる場合もありますので、担当のケースワーカーにご相談ください。



生活保護利用中は担当のケースワーカーが家庭訪問を行います

世帯の生活状況や健康状態などを把握し適切な支援をするため、ご自宅や病院等に担当のケースワーカーが訪問し、近況について伺います。家庭訪問の際にご不在の場合は「不在連絡票」を置いていくことがあります。生活実態を把握するための訪問ですので、不在連絡票を見たら内容をよく読み、担当のケースワーカーにご連絡ください。

自立を支援するための制度があります



・進学・就職準備給付金

高校生が大学等へ進学又は就職する際に、新生活の立上げを支援するための費用として支給されます。

・就労自立給付金

安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に支給できる場合があります。

※支給できる条件や申請期間が定められていますので、詳しくは担当のケースワーカーにご相談ください。



生活保護を申請するときの持ち物

- ☐ 印鑑（認印）
- ☐ マイナンバーカード
- ☐ 住宅の賃貸借契約書・家賃の領収書
- ☐ 通帳（記帳したもの）※インターネットバンキングを含め、保有している口座すべての申告が必要です
- ☐ マイナ保険証・資格確認書・各種医療証（後期高齢者医療証・マル障医療証・マル親医療証・自立支援医療受給者証・指定難病医療受給者証など）
- ☐ 医療費の領収書または請求書（直近3か月分）
- ☐ 障がい者手帳（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳）
- ☐ 介護保険証
- ☐ 年金証書・年金手帳・年金額改定通知書・年金振込通知書
- ☐ 公共料金（電気・ガス・水道）の領収書または請求書（直近1か月分）
- ☐ 給与明細書（直近3か月分）
- ☐ 手当に関する書類
- ☐ 雇用保険（失業給付金）に関する書類
- ☐ 生命保険に関する書類
- ☐ 車検証・標識交付証明書（原動機付自転車等）・自賠責保険証書・任意保険証書・運転免許証
- ☐ 登記事項証明書・固定資産税納税通知書
- ☐ 学生証・在留カード
- ☐ 所持金の確認

ご用意できるものはできるだけご持参ください。（すべてのものが揃ってなくても生活保護の申請はできます。）
 上記に記載しているものは一般的な例です。申請者の状況により、別の資料の提出をお願いする場合があります。

と あ さき
お問い合わせ先

はちおうじしふくしじむしょ
《八王子市福祉事務所》

〒192-8501 はちおうじしもとほんごうちょうさんちやうめ ばん ごう
八王子市元本郷町三丁目24番1号

せいかつじりつしえんか
【生活自立支援課】 せいかつこんきゅうしゃ そうだん しえん せいかつほご そうだん
生活困窮者の相談・支援および生活保護の相談など

じりつしえんたんとう
自立支援担当 042-620-7462

せいかつほご そうだんたんとう
生活保護相談担当 042-620-7443

せいかつふくしち くだいいか
【生活福祉地区第一課】 せいかつほご りようしゃ そうだん しえん
生活保護利用者の相談・支援など

ちく ばん
地区1班 042-620-7373

ちく ばん
地区2班 042-620-7280

ちく ばん
地区3班 042-620-7371

ちく ばん
地区4班 042-620-7463

ちく ばん
地区5班 042-620-7464

せいかつふくしち くだいにか
【生活福祉地区第二課】 せいかつほご りようしゃ そうだん しえん
生活保護利用者の相談・支援など

ちく ばん
地区6班 042-620-7465

ちく ばん
地区7班 042-620-7242

ちく ばん
地区8班 042-620-7374

ちく ばん
地区9班 042-620-7439

ちく ばん
地区10班 042-620-7466

せいかつふくし そうむか
【生活福祉総務課】 マイナンバーカードによる いりようきかんとう じゅしん かん と あ
マイナンバーカードによる医療機関等への受診に関するお問い合わせ

いりようたんとう
医療担当 042-620-7476

でんわばんごう かくにん か まちが ちゅうい
電話番号をよく確認し、お掛け間違いのないよう注意してください。

せいかつ ほ ごと
生活保護のしおり

はっこう れいわ ねん がつ
発行 令和7年4月